

<p>国鉄改革完遂！          当たり前の労働運動を          前進させよう！          JR 東海労に          結集しよう！</p>	<p>J R          東海労</p>	<p>静岡</p>	<p>J R 東海労働組合静岡地方本部          〒420-0851 静岡市葵区黒金町 68 番地          N T T 054-284-3608          発行責任者 半場弘恭          2022 年 1 月 10 日 No.10</p>
--	-----------------------------	-----------	--

## 令和4年3月 12 日ダイヤ改正乗務員行路

# トイレ問題、睡眠時間、食事時間

# 拘束時間等の改善を要求！！

12 月 19 日に会社から提案された令和 4 年 3 月ダイヤ改正の概要・乗務員運用指標・行路について、地本は各分会からの要求に基づき、12 月 27 日、申第 4 号を会社に提出しました。

この間、ダイヤ改正における乗務員行路についてその度に組合から要求してきた事に対し、会社は基本的に「交番作成基準規程に則って作成しているので問題は無い」と回答していますが、この規程が最高速度 100 km/h の時代から使われているものとするならば、現在の列車体系や時間的ゆとりの無い中では、「人間的」な規程とは成り得ていません。

組合は、高年齢者交番を作ろうとせず、社員を機械としてしか見ていない会社に対して、「人」として申し入れをしています。高年齢者は、中心視野の範囲や判断能力・速度が年齢による影響を受ける中であっても、特発を含め様々な状況を注視するよう求められています。会社は人事等において「適切に判断し責任を持って決定している」としている以上、年齢的な影響にも責任を持って対処すべきです。

今ダイヤ改正における行路においても、折り返し時間が短い、長時間乗務によるトイレの問題、長距離乗務、確認事項の増大など、多くの改善すべき問題があります。地本は、各分会で各行路の問題点を検討し、会社に改善を申し入れました。改善させるには、現場から関心を持ち、不満を飲み込まず、声を上げ続けていくことが大切です。

申 4 号の業務委員会は、1 月 26 日に行います。

**安全と健康を基本にゆとりのある労働条件を追求しよう！**